

---

# 藤井寺市行財政改革アクションプラン

2020

---

令和3年2月

藤井寺市



## 目次

I	策定の趣旨	1
1	背景と目的	1
2	対象期間等	2
II	藤井寺市の現状と課題	3
1	人口動向	3
2	財政状況	4
3	類似団体比較等	5
III	収支見通し	10
1	指針策定時の収支見通し	10
2	令和元年度決算を反映した収支見通し	11
IV	行政サービス強化のための取組	12
1	行政需要、財政需要の把握	12
2	新型コロナウイルス感染症への対応	12
3	行政サービス強化事業費の確保	12
V	プラン 2020 集中改革項目	13
1	指針の取組方針に基づく取組	13
2	その他の取組	18
VI	取組目標・数値目標	19
1	取組目標	19
2	数値目標	19
VII	推進体制等	20
1	推進体制	20
2	進捗管理	20
3	最後に	20
	巻末資料	21
1	用語集	21

# I 策定の趣旨

## 1 背景と目的

本市では、昭和 61 年 3 月の「行財政改善の推進方針」の策定以降、「行政改革大綱」「財政健全化プログラム」「行財政改革推進プラン 2016」等の策定、推進を図ることで、より効率的で効果的な行財政運営を目指し、行財政改革に取り組んできました。

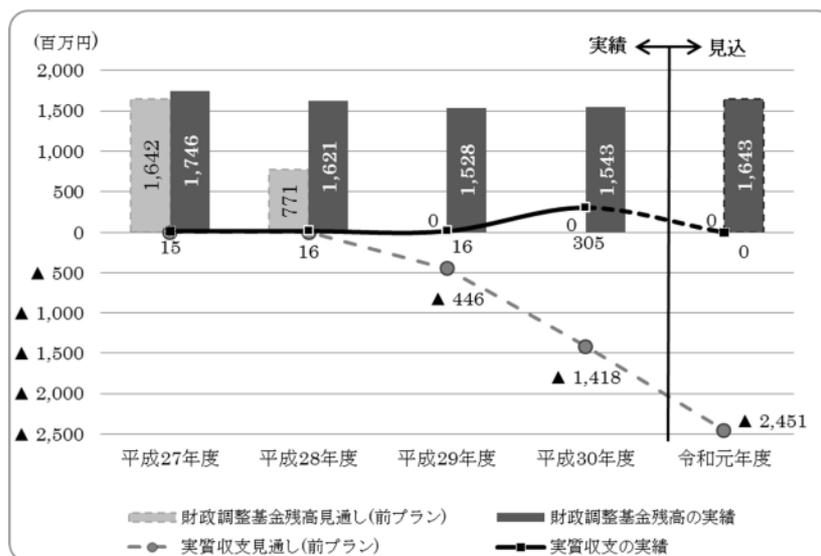
これらの取組の結果として、平成 28 年度から令和元年度の 4 か年を計画期間とする「行財政改革推進プラン 2016」では取組期間における想定効果額として約 7 億 9 千万円を見込み、目標であった「早期健全化団体への転落回避」「実質収支黒字の確保」については、財政調整基金の取り崩しが発生したものの、おおむね達成できる見込みとなっています。

しかしながら、本市を含め全国的に進展する人口減少と少子化、高齢化により、市税等の歳入の確保がより困難になることが想定されるとともに、さらなる高齢化による扶助費等の社会保障関連経費がますます増大することが予想されます。

また、時代の変化とともに行政に求められるニーズは多様化しており、これまでにない新たな行政需要に適切に対応するための財政需要が発生することが見込まれます。さらに今後、風水害、地震等の災害への対策、公共施設の老朽化への対応など、インフラ整備にも多額の経費がかかることが予測されます。

このようなことから、歳入の確保や歳出の削減といった財源を生み出す改革に引き続き取り組むとともに、将来にわたって行政サービスを安定的に提供するため、行財政改革推進プラン 2016 の後継計画となる行財政改革指針（以下「指針」という。）を令和 2 年 5 月に策定しました。

藤井寺市行財政改革アクションプラン 2020（以下「プラン 2020」という。）は、行財政改革を確実に推進していくことを目的とした指針の実行計画として位置づけ、健全な行財政運営の実現と時代に合った行政サービスの強化に向けた不断の取組を行うものです。



(図 1) 行財政改革推進プラン 2016 策定時の  
収支見通しと実行後の実績推移

## 2 対象期間等

### (1) 対象期間

プラン 2020 の対象期間は、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間とします。ただし、計画期間以降の社会経済情勢の変化や、想定される行政需要、財政需要についても、可能な限り見込む必要があることから、プラン 2020 以降の 4 年間（令和 6 年度から令和 9 年度まで）を見据えて策定します。

### (2) 取組の変遷

市制施行後、初めての赤字決算となった平成 18 年度以降の取組については、下記のとおりです。これまでも行財政改革に向け重点的に取り組んできましたが、今後も引き続き不断の取組を進めます。



(図 2) 平成 18 年度以降の行財政改革の取組

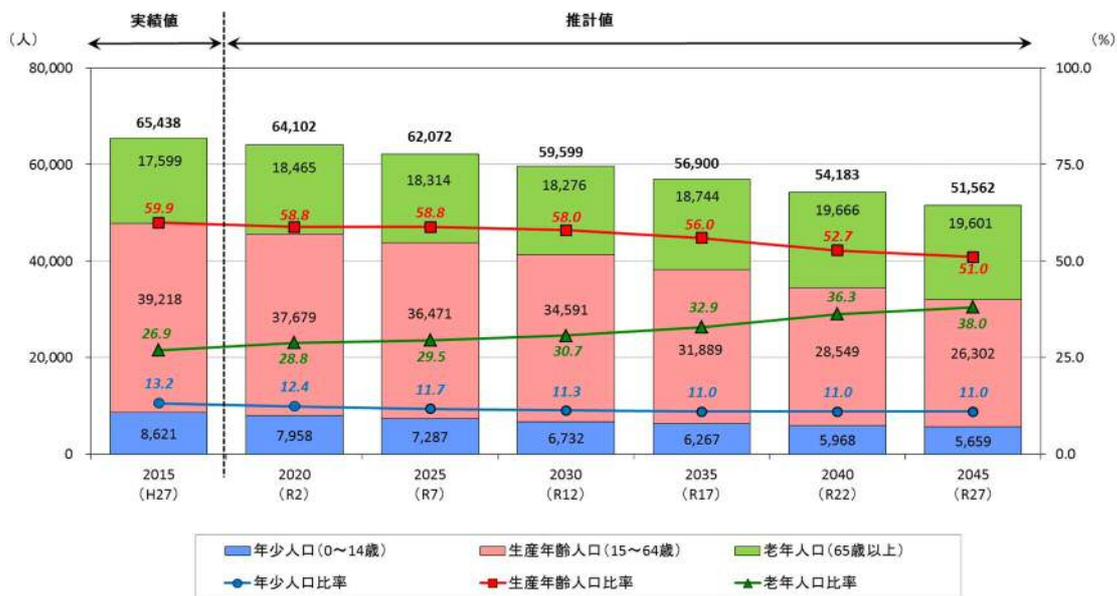
## II 藤井寺市の現状と課題

### 1 人口動向

本市の人口は、平成27年国勢調査時点では65,438人でしたが、近年は減少傾向を示しています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計値をみても、令和12年度（2030年度）には人口6万人を下回ると予想されています。

また、年齢別の人口構成をみても、0～14歳の年少人口や15歳～64歳の生産年齢人口の減少、65歳以上の老年人口の増加からも分かるように、少子化、高齢化が進展しています。

このような状況から、市税収入の減少や社会保障経費の増大が予測されることとなり、人口動態を踏まえた行財政改革の推進を検討する必要があります。



	人口 (人)	内訳(人)			構成比(%)		
		年少人口 (0～14歳)	生産年齢 人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢 人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成27年	65,438	8,621	39,218	17,599	13.2	59.9	26.9
令和2年	64,102	7,958	37,679	18,465	12.4	58.8	28.8
7年	62,072	7,287	36,471	18,314	11.7	58.8	29.5
12年	59,599	6,732	34,591	18,276	11.3	58.0	30.7
17年	56,900	6,267	31,889	18,744	11.0	56.0	32.9
22年	54,183	5,968	28,549	19,666	11.0	52.7	36.3
27年	51,562	5,659	26,302	19,601	11.0	51.0	38.0

※実績値は国勢調査、推計値は社人研

(図3/表1) 人口動向 (H27は国勢調査実績、R2以降は国立社会保障・人口問題研究所推計)

## 2 財政状況

### (1) 歳入・歳出決算状況

本市の財政状況は、社会保障関連経費の増加、公共施設の耐震化や老朽化対策による投資的経費の増加等の要因によって、財政規模が増加傾向にあります。しかしながら大幅な税収増が見込めないことから、歳入面では自主財源が40%前後と低調な水準が続いています（図4）。また歳出面では義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）の歳出総額に占める比率が毎年50%を超えており、新たな事業に充てるための予算に余裕のない状況が続いています。



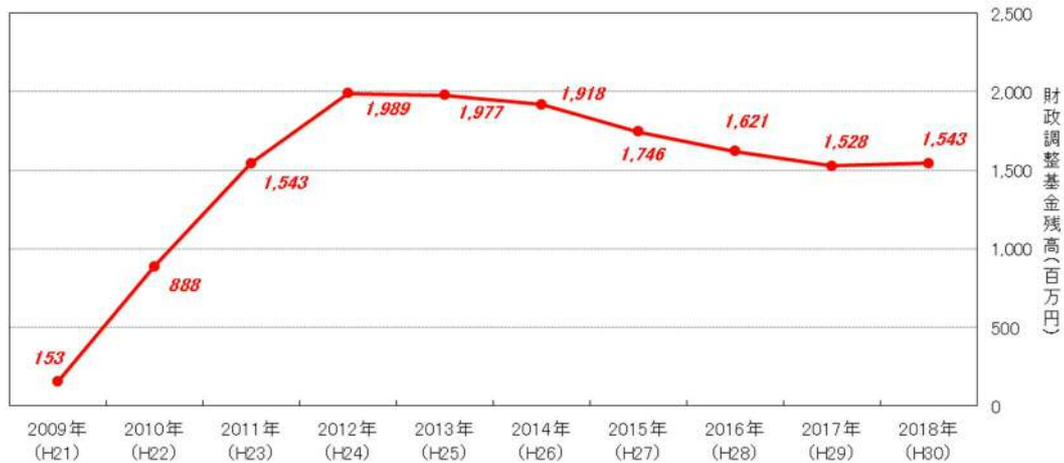
(図4) 歳入決算（総務省「地方財政状況調査」）



(図5) 歳出決算（総務省「地方財政状況調査」）

## (2) 財政調整基金残高の推移

財政調整基金とは、年度間の財源不足に備えるため余裕のある年度に積み立てを行い、財源が不足する年度に取り崩しを行い活用する基金です。平成24年度には約20億円まで積み立てることができましたが、その後は財源不足を補うため取り崩しが発生しているため、基金の取り崩しに頼らない財政運営を行う必要があります。



(図6) 財政調整基金残高 (総務省「地方財政状況調査」)

## 3 類似団体比較等

類似団体とは、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造 (産業別就業人口の構成比)」により設定された類型により分類したものをいいます。

本市は現在、人口5万以上10万未満、産業構造Ⅱ次Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上の一般市Ⅱ-3に分類されており、平成31年4月1日時点で84団体あります。

(一般市)

産業構造		Ⅱ次、Ⅲ次90%以上		Ⅱ次、Ⅲ次90%未満	
		Ⅲ次65%以上	Ⅲ次65%未満	Ⅲ次55%以上	Ⅲ次55%未満
人口	0人以上～50,000人未満	I-3	I-2	I-1	I-0
	50,000人以上～100,000人未満	II-3	II-2	II-1	II-0
	100,000人以上～150,000人未満	III-3	III-2	III-1	III-0
	150,000人以上～	IV-3	IV-2	IV-1	IV-0

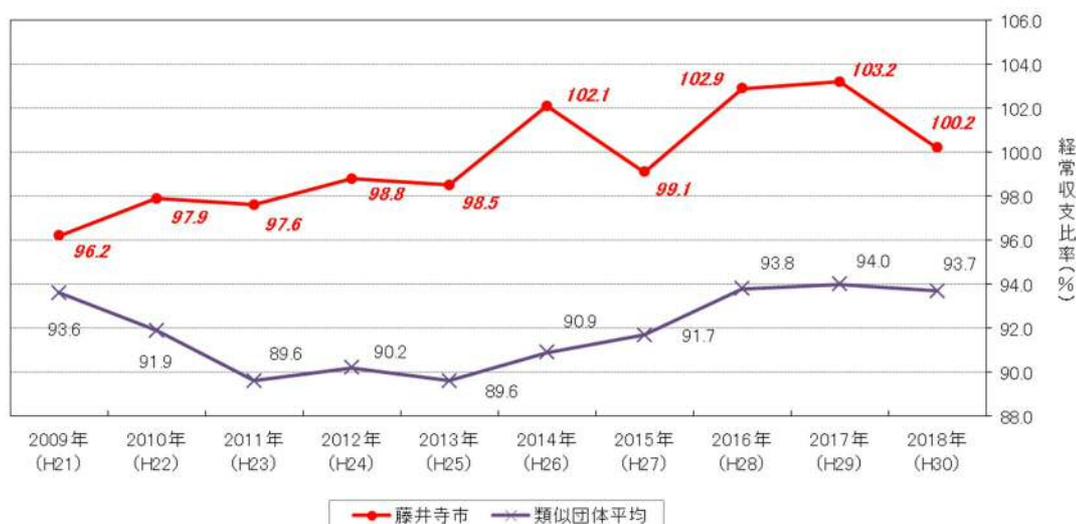
(表2) 類似団体分類 (総務省ホームページ)

## (1) 経常収支比率の状況

経常収支比率とは、毎年経常的に確保できる地方税、地方交付税を中心とする歳入に対する人件費、扶助費、公債費等の歳出の割合を表し、財政構造の弾力性を測定する比率です。

この指数が100%を超えると経常的な収入で固定的な支出を賄えていないことを意味し、社会保障関係経費の増加などによって本市の財政が硬直化していることを意味しています。また、類似団体平均との比較でも本市の比率が高いことを読み取ることができ、固定的な支出以外の投資的経費に使える費用に乏しいことを表しています。

また、その内訳を見ると、人件費、扶助費、補助費等、繰出金の4項目が類似団体平均よりも高い水準であることが分かります。



(図7) 経常収支比率 (総務省「地方財政状況調査」)

		単位 (%)									
		2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
人件費	藤井寺市	28.6	28.3	28.6	28.0	27.8	29.1	27.2	27.4	27.8	26.6
	類似団体平均	27.5	25.9	25.5	25.0	24.1	24.2	24.0	24.2	24.0	23.8
扶助費	藤井寺市	13.2	13.7	12.5	13.7	13.9	14.6	14.1	15.2	15.1	14.2
	類似団体平均	9.8	10.7	9.0	9.5	9.7	10.1	11.8	12.0	12.5	12.4
補助費等	藤井寺市	16.6	16.0	15.4	15.4	15.7	15.9	16.2	17.1	16.1	15.5
	類似団体平均	11.6	11.0	10.3	10.4	10.3	10.3	11.2	11.7	11.8	12.2
繰出金	藤井寺市	17.4	17.8	18.0	18.6	18.4	19.4	19.8	20.2	21.0	20.9
	類似団体平均	11.9	11.8	12.2	12.5	12.5	12.8	12.9	12.8	12.8	12.6
4項目の合計 (経常収支比率)	藤井寺市	75.8 (96.2)	75.8 (97.9)	74.5 (97.6)	75.7 (98.8)	75.8 (98.5)	79.0 (102.1)	77.3 (99.1)	79.9 (102.9)	80.0 (103.2)	77.2 (100.2)
	類似団体平均	60.8 (93.6)	59.4 (91.9)	57.0 (89.6)	57.4 (90.2)	56.6 (89.6)	57.4 (90.9)	59.9 (91.7)	60.7 (93.8)	61.1 (94.0)	61.0 (93.7)

(表3) 経常収支比率に占める性質別歳出の割合 (総務省「財政状況類似団体比較カード」)

## (2) 人件費の状況

### ①職員数の状況

職員数は定員適正化への取組により、平成23年度には570人まで減少しましたが、その後増加傾向に転じており、各自治体によって行政形態の違いによる差異はあるものの、普通会計で比較すると類似団体平均よりも高い水準にあります。

図5で示したように、現状、人件費はほぼ横ばいとなっていますが、今後、職員の年齢層が上昇することによって人件費が増大し、経常収支比率に占める人件費の割合が増えることで、さらに財政運営に影響を与えることが想定されます。

		単位(人)									
		2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
藤井寺市	職員数	574	576	570	576	596	612	622	626	631	631
	普通会計	421	420	420	420	436	450	455	459	460	459
	人口千人あたり	6.4	6.3	6.3	6.4	6.6	6.8	6.8	6.9	7.0	7.0
	其他会計	153	156	150	156	160	162	167	167	171	172
類似団体	職員数平均 (普通会計)	407	405	401	486	483	477	476	407	413	410

※職員数は毎年4月1日現在の職員数(大阪府市町村ハンドブック)

(表4) 正職員数の状況と類似団体比較

### ②会計年度任用職員(臨時職員・嘱託員)の状況

令和2年度から会計年度任用職員制度がスタートしました。この制度は、これまで雇用形態によって臨時職員、嘱託員としていたものを一本化した制度です。これは非正規職員の処遇改善等を目指すものですが、近年、会計年度任用職員の数が増加傾向にあることから、今後もこの傾向が続くようであれば、さらに財政運営に影響を与えることが想定されます。

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31・R1)	2020 (R2)
臨時職員(人)	134	180	171	164	196	198	220	221	250	273
嘱託員(人)	55	81	99	108	99	109	110	102	102	80
人件費総額(千円)	475,623	520,350	567,862	602,916	622,611	624,824	667,249	654,701	683,022	890,397

※臨時職員、嘱託員の令和2年度は、会計年度任用職員に移行した人数、費用を記載

※臨時職員、嘱託員の人数は、雇用保険料の源泉徴収者を記載(令和2年度のみ4月1日現在)

※臨時職員(節7賃金)、嘱託員(節1報酬)の各年度決算額(H23~H31・R1)

※会計年度任用職員(節1報酬、節3職員手当等)の当初予算額(R2)

(表5) 会計年度任用職員(臨時職員・嘱託員)の状況

### ③ 部、課(室)、担当数の状況

部、課(室)、担当数について、平成25年4月1日現在で9部36課84担当であったものが、令和2年4月1日現在では12部41課96担当となっています。所掌業務を細分化できるなど、部、課(室)、担当数が増えることによるメリットがある一方で、部署間の調整に時間がかかるなどの課題が考えられます。部、課(室)、担当数は、職員数との関連が想定されることから、指針に掲げる「スリムで効率的な組織体制の構築」のため、そのバランスを考慮する必要があります。

### (3) 扶助費の状況

4ページに記載の図5で示したように、平成21年度の決算額が49.4億円であった扶助費は平成27年度に70億円を上回り、その後も70億円前後で推移しています。国や大阪府の制度に基づくものについては国庫支出金や府支出金で賄われる部分もありますが、少子化、高齢化等に伴う社会情勢の変化に伴って市の負担が年々増大している状況があります。

### (4) 補助費等、繰出金の状況

補助費等については、6ページの表3で示したように類似団体に比べて割合が高い項目の1つに挙げられますが、その要因として、消防、環境(ごみ、し尿処理等)、学校給食の分野における近隣市との一部事務組合設置による負担金を含んでいることが考えられます。

また、一般会計から公営事業等への繰出金は、補助費等または繰出金のいずれかに計上されていますが、年々増大している状況にあります。

	単位(億円)									
	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
公営事業等への繰出合計	31.0	33.4	31.8	33.6	34.6	35.5	37.8	37.1	38.2	38.7

(表6) 公営事業等への繰出状況(総務省「地方財政状況調査」)

### (5) 健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政健全度を表す指標(健全化判断比率)として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つにそれぞれ基準が設けられており、1つでも基準を超えた場合、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化を図らなければならない、国の勧告を受ける場合があります。

現時点で基準を超えている指標はありませんが、市債残高の増加に伴って将来負担比率の数値が悪化傾向にあり、大阪府内での順位を落としています。

	実質収支		健全化判断比率							
			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率 (3年平均)		将来負担比率	
	(千円)	順位	比率(%)	早期健全化 基準(%)	(%)	早期健全化 基準(%)	(%)	順位	(%)	順位
2014 (H26)	15,331	30	-	12.91	-	17.91	3.7	9	31.5	16
2015 (H27)	15,365	31	-	12.87	-	17.87	2.8	8	30.2	16
2016 (H28)	15,540	28	-	12.89	-	17.89	2.3	8	26.4	18
2017 (H29)	15,635	29	-	12.88	-	17.88	2.1	9	44.5	21
2018 (H30)	305,426	19	-	12.87	-	17.87	1.5	7	39.5	22

※順位は大阪市、堺市を除く、大阪府内31市における藤井寺市の順位

(表7) 健全化判断比率の状況(総務省「地方財政状況調査」)

### (参考) 早期健全化基準、財政再生基準について

#### 【早期健全化基準(イエローカード)】

- 実質赤字比率・・・市町村は標準財政規模に応じ11.25~15%  
令和元年度決算における本市の基準 12.88% 約17億7千万円
- 連結実質赤字比率・・・市町村は財政規模に応じ16.25~20%  
令和元年度決算における本市の基準 17.88% 約24億5千万円  
(本市 H29-▲17.98% H30-▲21.41% R1-▲19.57%)
- 実質公債費比率・・・市町村は25%  
(本市 H29-R1 3か年平均1.5%)
- 将来負担比率・・・市町村は350%  
(本市 H29-44.5% H30-39.5% R1-75.8%)

#### 【財政再生基準(レッドカード)】

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標にそれぞれ基準が設けられており、1つでも基準を超えた場合、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき、「財政再生計画」の策定が義務付けられるなど、国の関与を受けながら財政の再生を図ることとなります。

- 実質赤字比率・・・市町村は20% 約27億4千万円
- 連結実質赤字比率・・・市町村は30% 約41億2千万円
- 実質公債費比率・・・市町村は35%

#### 【標準財政規模】

地方自治体の一般財源の大きさを示す指標で、令和元年度決算における本市の標準財政規模は約137億4千万円です。

### Ⅲ 収支見通し

#### 1 指針策定時の収支見通し

指針策定時において、令和元年度12月末現在の普通会計、一般財源ベースで令和2年度から令和5年度までの4年間の収支見通しを作成しました。プラン2020では、指針策定時の収支見通しに加えて、対象期間以降の4年間（令和6年度から令和9年度まで）を見据え、令和2年度から令和9年度までの8年間について収支を見通すこととします。

#### (1) 令和元年12月末現在の収支見通し

(単位:百万円)

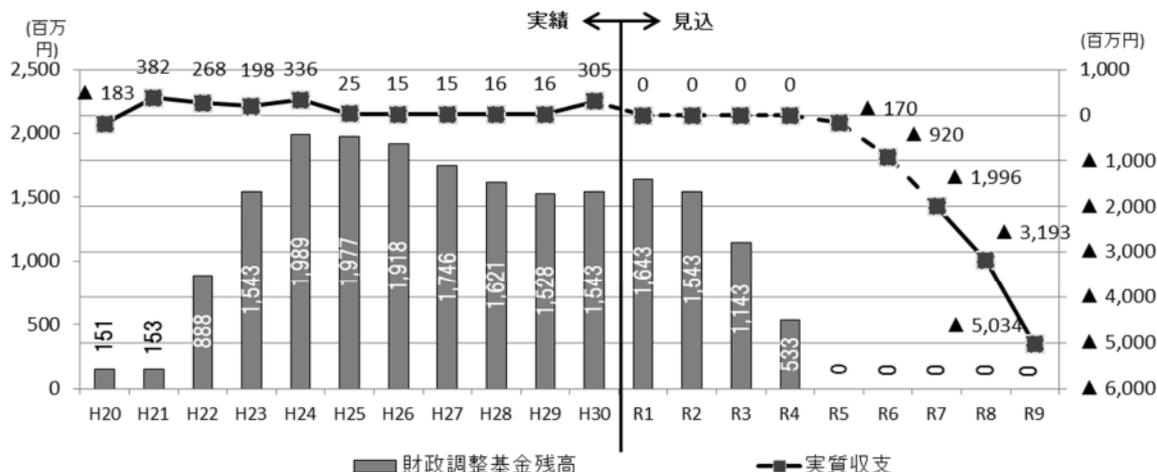
項目	年度	令和元年度 見込	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込
市 税		8,279	8,264	8,161	8,187	8,198	8,051	8,062	8,075	7,933
地方交付税・臨時財政対策債		5,097	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174
地方譲与税・各種交付金		1,461	1,609	1,710	1,712	1,712	1,713	1,713	1,713	1,713
繰入金(財政調整基金)		100	100	400	610	533	0	0	0	0
その他		609	638	641	639	641	641	640	640	640
歳入合計		15,546	15,786	16,086	16,322	16,257	15,579	15,590	15,603	15,461
人件費		3,554	4,005	3,989	4,039	4,097	4,016	4,202	4,134	4,486
扶助費		2,100	2,175	2,205	2,235	2,265	2,295	2,325	2,355	2,385
公債費		1,327	1,443	1,639	1,709	1,624	1,457	1,476	1,536	1,560
投資的経費		179	180	157	140	150	170	170	180	170
繰出金		2,170	2,219	2,270	2,322	2,376	2,432	2,489	2,549	2,609
その他		6,216	5,763	5,826	5,876	5,915	5,959	6,002	6,046	6,091
前年度繰上充用金		0	0	0	0	0	170	920	1,996	3,193
歳出合計		15,546	15,786	16,086	16,322	16,427	16,499	17,586	18,796	20,495
実質収支		0	0	0	0	▲170	▲920	▲1,996	▲3,193	▲5,034

※表示単位未満を四捨五入している関係で、合計と内訳の計算が合わない場合があります。

(表8) 普通会計(一般財源ベース)収支見通し(令和元年12月末現在)

#### (2) 実質収支と財政調整基金残高の決算見込み推移

表8をグラフに表すと下のようになります。プラン2020対象期間最終年度の令和5年度に財政調整基金が枯渇し、令和6年度から急激に収支が悪化し、実質収支赤字が雪だるま式に増えていく見込みとなっています。このまま行財政改革の取組を進めなければ、令和8年度には財政再生基準を超えて、いわゆる「財政破たん」の状態となります。



(図8) 実質収支と財政調整基金残高の決算見込み推移(令和元年12月末現在)

## 2 令和元年度決算を反映した収支見直し

前ページの収支見直し（令和元年12月末現在）での令和元年度見込では、財政調整基金の取り崩し額を1億円として実質収支の黒字を見込んでいましたが、最終的な決算額は財政調整基金の取り崩し額が2.5億円となりました。これは令和元年12月末現在の見直しよりも実際の収支が下振れ（悪化）していることを意味しています。

### (1) 令和元年度決算を反映した収支見直し

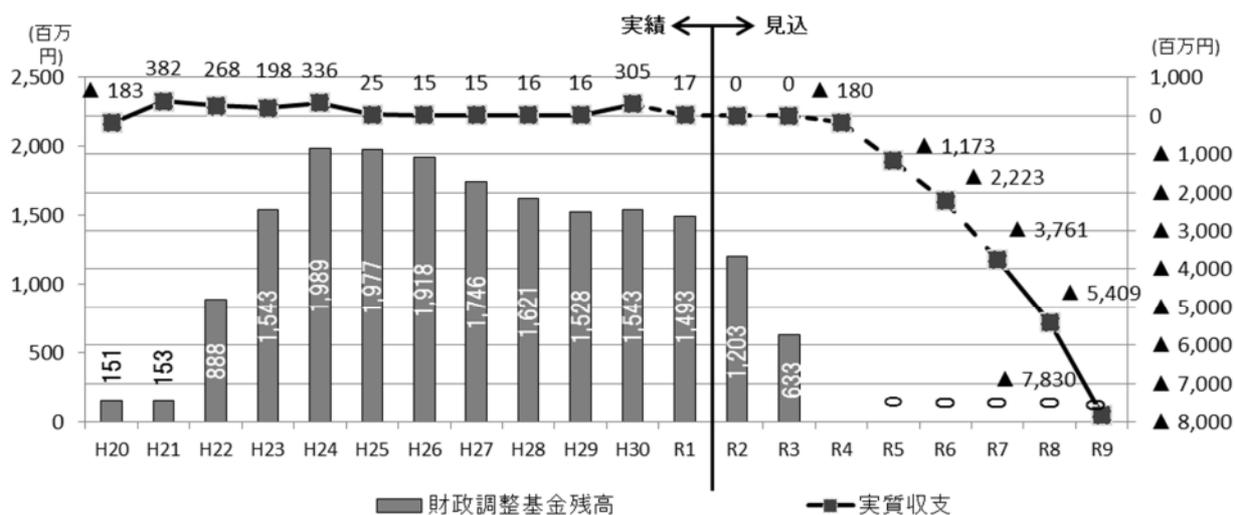
(単位:百万円)

項目	令和元年度 決算	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込	令和9年度 見込
市 税	8,412	8,264	8,161	8,187	8,198	8,051	8,062	8,076	7,933
地方交付税・臨時財政対策債	5,094	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080
地方譲与税・各種交付金	1,482	1,622	1,760	1,761	1,761	1,762	1,762	1,762	1,762
繰入金(財政調整基金)	250	290	570	633	0	0	0	0	0
その他	571	640	640	640	640	640	640	640	640
歳入合計	15,808	15,896	16,211	16,301	15,679	15,533	15,544	15,558	15,415
人件費	3,782	4,002	3,971	3,992	4,071	3,976	4,214	4,092	4,458
扶助費	2,169	2,244	2,274	2,304	2,334	2,364	2,394	2,424	2,454
公債費	1,338	1,409	1,582	1,663	1,585	1,420	1,477	1,508	1,525
投資的経費	65	132	145	147	147	147	147	147	177
繰出金	2,091	2,173	2,260	2,351	2,447	2,547	2,653	2,765	2,882
その他	6,310	5,936	5,979	6,024	6,088	6,129	6,197	6,270	6,340
前年度繰上充用金	0	0	0	0	180	1,173	2,223	3,761	5,409
歳出合計	15,754	15,896	16,211	16,481	16,852	17,756	19,305	20,967	23,245
実質収支	17	0	0	▲180	▲1,173	▲2,223	▲3,761	▲5,409	▲7,830

※表示単位未満を四捨五入している関係で、合計と内訳の計算が合わない場合があります。

(表9) 普通会計（一般財源ベース）収支見直し（令和元年度決算ベース）

### (2) 実質収支と財政調整基金残高の決算見込み推移



(図9) 実質収支と財政調整基金残高の決算見込推移（令和元年度決算ベース）

## IV 行政サービス強化のための取組

### 1 行政需要、財政需要の把握

指針の考え方に則したプラン 2020 の考え方は、健全な行財政運営の実現と時代に合った行政サービスの強化をバランスよく実施していくことにあります。

そこで、時代に合った行政サービス強化の観点で、第五次総合計画や各課が所管する各種計画に示された事業を実施するため、現時点見込みでの行政需要、財政需要の把握を行いました。

その結果、実施を決定していない事業も含め、令和 2 年度から令和 9 年度の間ですべてを実施しようとするれば、事業費ベースで約 95.7 億円（一般財源ベース：約 45.7 億円）が必要となることが分かりました。

(単位:千円)

	R2~R9	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
事業費合計	9,576,909	1,327,290	1,476,435	1,414,199	1,135,494	1,217,518	979,027	942,803	1,084,143
一般財源	4,573,843	579,570	692,984	643,618	603,984	596,219	440,684	414,410	602,374
国庫支出金	2,121,353	313,140	268,409	291,172	249,979	327,331	233,094	234,376	203,852
府支出金	938,458	114,489	116,347	117,345	117,769	117,908	118,052	118,191	118,357
地方債	1,450,965	251,940	326,575	301,575	102,925	118,900	129,700	118,000	101,350
他特定財源	492,290	68,151	72,120	60,489	60,837	57,160	57,497	57,826	58,210

(表 10) 行政需要、財政需要調査 (集計結果)

### 2 新型コロナウイルス感染症への対応

指針の策定時には想定しておらず、令和 2 年度当初予算編成時には見込みのなかった新型コロナウイルス感染症対策に係る多額の費用が補正予算として計上されており、今後もさらなる対策費用が必要となることが想定されます。

また、現時点では終息時期が見通せないため、長期間にわたって対策のための歳出額が増加することも考えられます。新型コロナウイルス感染症の影響（休業等）による歳入額の減少可能性とあわせて、状況を注視しながら適切に対応していく必要があります。

### 3 行政サービス強化事業費の確保

本市の財政規模や財政状況を考慮すると、一時期にすべての事業を同時進行することは健全な行財政運営の実現とのバランスから難しい面があります。新型コロナウイルス感染症対策事業を始め、第 5 次総合計画や各種計画において行政サービス強化に位置付けている事業に優先順位付けを行いながら、限られた財源の中で効果的に事業を推進する必要があります。

## V プラン 2020 集中改革項目

持続可能な行財政運営と行政サービスの強化の両立を図るため、表 11 及び表 12 に示すプラン 2020 集中改革項目を着実に推進していく必要があります。

プラン 2020 の集中改革項目では、過去の行財政改革プランとは異なり、個々の項目ごとの効果額は示していませんが、歳入増、歳出減に繋がり健全な行財政運営の実現に資する取組と、時代に合った行政サービスの強化に繋がる取組の両方について、それぞれの取組項目を着実に検討、推進することが必要です。

### 1 指針の取組方針に基づく取組

方針	取組項目	取組内容	取組中心課(室)	取組分類※	
				市民	庁内
取組方針1 協働によるまちづくり					
市民等と行政の相互理解の推進	ボランティア活動等の活性化や行政との協働の推進	無償、有償のボランティア活動等の活性化を図るとともに、市民や市民公益活動団体との連携による、市行政へ参画していただくあり方を検討します。	協働人權課 福祉総務課	○	
	タウンミーティングの実施	より一層、市政に市民の声を反映し、協働のまちづくりを推進するため、多様な方法によるタウンミーティングの実施を検討します。	協働人權課	○	
民間活力の活用	直営部門の見直し	民間事業者のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と経費節減に繋がる業務については、事業の見直し、アウトソーシングの促進を検討します。 (例) 窓口業務アウトソーシング・会計室歳入業務委託・市民病院医事担当事務の民間委託・人事給与事務の民間委託	行財政管理課	○	○
企業等との連携	大阪府公民戦略連携デスク等との連携による企業とのコラボレーション	「地域の活性化」・「社会の課題の解決」・「新しい価値の提供」を目指して、大阪府公民戦略連携デスク等と連携し、企業とのコラボレーションを検討します。	政策推進課	○	○
指定管理者制度の適正な運用	指定管理者の新規導入	市民サービスの向上と経費節減を目指し、市民総合体育館・市立図書館の指定管理者制度導入を検討します。	行財政管理課 スポーツ振興課 図書館	○	○
	非公募施設を次回更新時に公募に変更	非公募制にて指定管理者更新している施設について、公募制での指定管理者更新を検討します。	行財政管理課 施設所管課		○
ごみ減量化の推進	ごみ収集業務の民間委託	今後の現業職員数の状況等を踏まえながら、ごみ収集業務の民間委託を検討します。	環境衛生課		○
	ごみの減量化	分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促しリサイクル活動を推進するなど、廃棄物の発生抑制と再資源化について検討します。	環境衛生課	○	

※市民サービスに関する取組には「市民」に○印、庁内の効率化・合理化、財政改革に関する取組には「庁内」に○印を付けています。

方針	取組項目	取組内容	取組中心課(室)	取組分類※	
				市民	庁内
<b>取組方針2 持続可能な財政基盤の確立</b>					
予算編成方法の見直し	一般財源ベースによる予算要求の実施とシーリング方式の適用	限られた財源を効率的、効果的に配分するため、一般財源ベース・シーリングによる予算要求方式を取り入れるなど、予算編成方法の見直しを検討します。	行財政管理課		○
	基準外繰出金の抑制	繰出基準以外の公営企業会計の財源不足を補填するための一般会計からの繰出金抑制を検討します。	行財政管理課 公営企業担当課		○
	市単独事業の徹底的な見直し	今般の財政状況をかんがみ、事業の選択と集中を図るため、市単独事業の徹底的な見直しを検討します。	行財政管理課	○	○
	行政改革推進債の活用	公共施設等の整備を円滑に実施するために、行財政改革の取組によって生まれる財政負担の軽減範囲で通常の地方債に加えて発行する地方債である「行財政改革推進債」の活用を検討します。	行財政管理課		○
	基金の運用	債権による基金の運用やラダー型運用など、預金に代わる基金の新たな運用方法について検討します。	行財政管理課 会計室		○
	健全財政の条例化	健全な財政運営を確立するための条例制定を検討します。	行財政管理課		○
積極的な財源の確保	ふるさと納税、クラウドファンディングの推進	魅力ある返礼品の充実やリピーターの確保、収納チャンネルの拡充など、更なるふるさと納税の推進を検討します。また、広く賛同される魅力的なプロジェクトを企画するなど、クラウドファンディング手法による財源の確保の促進を検討します。	行財政管理課 政策推進課 商工労働課	○	○
	広告収入の徹底的な確保	新たな広告媒体の確保や安定した広告主の確保など、徹底的な広告収入の確保を検討します。	資産活用課 行財政管理課		○
	広告入り刊行物の調達	市刊行物は原則すべて広告入りとすることで、歳出削減を目指した取組を検討します。	秘書広報課 市刊行物発行課		○
	広告収入による物品の調達	広告入りの共通事務用品や用紙を導入し、安価での物品購入・広告費の確保について検討します。	行財政管理課 契約検査課		○
	公共施設等駐車場有料化	自主財源の確保と受益者負担の観点から、公共施設等の駐車場有料化を検討します。	行財政管理課 施設所管課	○	○
	徴収率の向上策	徴収率の向上を目指して、収納チャンネルの拡充や債権管理室の設置、弁護士等の債権回収アドバイザーの配置などを検討します。	行財政管理課 収納担当課	○	○

※市民サービスに関する取組には「市民」に○印、庁内の効率化・合理化、財政改革に関する取組には「庁内」に○印を付けています。

方針	取組項目	取組内容	取組中心課(室)	取組分類※	
				市民	庁内
<b>取組方針2 持続可能な財政基盤の確立</b>					
人件費の抑制	職員数の抑制	業務の効率化と並行して、職員および会計年度任用職員の抑制について検討します。	人事課		○
	時間外勤務の抑制	業務の効率化による時間外勤務の抑制に取り組むとともに、時間外勤務の際の新たなルールを検討します。 (例)事前命令の徹底・ノー残業デーの完全適用等	人事課		○
	福利厚生事業の見直し	福利厚生事業の見直し等により、職員厚生会への補助割合の見直しを検討します。	人事課		○
	特殊勤務手当等の見直し	近隣市等の状況を踏まえながら、特殊勤務手当等の見直しを検討します。	人事課		○
	特別旅費の見直し	定額で支給している宿泊費について、実費ベースでの金額見直しを検討します。	人事課		○
	退職手当債の活用	単年度での歳出を平準化するため、退職手当債の活用を検討します。	行財政管理課 人事課		○
市有財産の有効活用	定期借地料収入、固定資産税収入の確保	公共施設等への民間誘致による、定期借地料収入、固定資産税収入の確保を検討します。	資産活用課 施設所管課		○
	売却可能財産の売却(動産・不動産)	市の財産の有効活用を徹底し、売却可能財産については売却を検討します。	資産活用課		○
受益と負担の明確化	使用料・手数料等の見直し	受益者負担の公平性を確保し、適正な料金となるよう見直しを検討します。	行財政管理課	○	○
	世界遺産関連使用料の徴収	世界遺産関連施設設備やスポットを創出し、使用料徴収による歳入確保について検討します。	観光課 文化財保護課	○	○
補助金(負担金)の見直し	補助金制度の見直し	市から各団体へ支出している補助金について、提言書に基づいた再度の見直しを検討します。	行財政管理課 補助金予算執行課	○	○
	負担金の見直し	年会費的な負担金について、費用対効果などの側面から見直しを検討します。	行財政管理課		○
	一部事務組合への負担金の見直し	市から支出する負担金について、市の予算査定と同等の査定を実施し、見直しを検討します。	行財政管理課		○
	外郭団体のあり方検討	外郭団体の自主的な財政運営を支援し、あり方について検討します。	行財政管理課		○
ESCO事業の推進	省エネ効果による光熱水費の削減	ESCO事業の推進による省エネ効果からの光熱水費の削減について検討します。	資産活用課 環境衛生課 施設所管課		○
	ESCO事業による財政負担の軽減、平準化	財政負担の軽減と平準化のため、ESCO事業の推進について検討します。	資産活用課 環境衛生課 施設所管課		○

※市民サービスに関する取組には「市民」に○印、庁内の効率化・合理化、財政改革に関する取組には「庁内」に○印を付けています。

方針	取組項目	取組内容	取組中心課(室)	取組分類※	
				市民	庁内
<b>取組方針3 事業・施設の最適化</b>					
ICTの活用による事務改善	ICTの活用による市民サービスの向上及び業務改善	ICTの活用による市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を推進し、人件費、物件費(紙代等)の削減を検討します。	総務課 情報政策課 人事課	○	○
	電子決裁の導入	ペーパーレス化と事務の効率アップを目指して、電子決裁の導入を検討します。	総務課 政策推進課 情報政策課		○
	住民票等のコンビニ交付の導入	マイナンバーカードを利用して、住民票等の証明書をコンビニ等のマルチコピー機で発行できるサービスの導入を検討します。それに伴って、同様のサービスのあり方を検討します。 (例) サービスコーナー見直し・土曜窓口サービス見直し・支所機能移転	資産活用課 税務課 政策推進課 情報政策課 市民課 生涯学習課	○	○
	RPA・AIの活用	市の定型業務を自動化することで業務の効率化とミスの発生防止を目指す、RPA・AIの活用について検討します。	情報政策課		○
	リモート技術の活用	オンサイトで実施していた会議や研修会にリモート技術を活用することで、移動の時間やコスト負担の削減について検討します。	情報政策課		○
ファンリティマネジメントの推進	市民総合体育館、図書館、スポーツセンターの複合施設化の検討	市民総合体育館、図書館、スポーツセンターの複合施設化について検討します。	資産活用課 スポーツ振興課 図書館	○	○
	都市公園の有効活用(プチpark-PFI)	民間事業者の資金やノウハウを活用して都市公園の魅力を向上させ、より市民に喜ばれる都市公園とするため、公募設置管理制度(park-PFI)の活用を検討します。	資産活用課 農とみどり保全課	○	○
	公共施設の広域での相互利用、相互所有の促進	維持管理費の削減や市民サービス向上を目指して、公共施設の広域での相互利用・相互所有の促進を検討します。	資産活用課 政策推進課	○	○
	公共施設整備にかかる、さまざまな資金調達手法の検討	資金調達の手法として、セールスアンドリースバック方式などの新たな手法について検討します。	資産活用課 行財政管理課		○
	公共施設運営権(コンセッション)の活用検討	利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間業者に設定する「公共施設運営権(コンセッション)」の活用を検討します。	資産活用課 施設所管課	○	○
	公立保育所、幼稚園のあり方検討	最適な保育所・幼稚園のあり方を検討します。	資産活用課 保育幼稚園課	○	○
	市民病院のあり方検討	自治体病院の経営形態等が多様化している中、最適な病院のあり方について検討します。	資産活用課 市民病院事務局	○	○
学校のあり方や適正な施設数について	小中学校の適正な施設数への見直し	学校が地域コミュニティの拠点施設となり、地域に根差した教育活動ができるよう、市立小中学校のあり方や適正規模、適正配置について検討します。	資産活用課 教育総務課 学校教育課	○	○
地方公会計の活用	セグメント分析の実施	施設別や事業別等をより細かい単位で財務書類を作成し、コスト等の分析の実施を検討します。	行財政管理課		○
	行政評価の実施による、事業の徹底的な見直し	市が実施する行政サービスの必要性、効率性、成果などの視点から客観的に評価し、改善につなげ、見直しの実施を検討します。	行財政管理課		○

※市民サービスに関する取組には「市民」に○印、庁内の効率化・合理化、財政改革に関する取組には「庁内」に○印を付けています。

方針	取組項目	取組内容	取組中心課(室)	取組分類※	
				市民	庁内
<b>取組方針4 組織の活性化</b>					
効率的な組織体制の構築	組織機構(部、課・室、担当の数)の見直しによる管理職数の抑制	よりスリムで効率的な組織体制を構築し、管理職数の抑制についても検討します。	政策推進課 人事課		○
	兼務、プロジェクトチーム等による組織のスリム化、職員数の削減	兼務やプロジェクトチーム等の活用により、スリムで効率的な組織体制を構築し、職員数の削減についても検討します。	政策推進課 人事課		○
人員の適正化	適正化計画に基づく職員採用	現状に合わせた適正化計画を策定し、計画に基づいた採用について検討します。	人事課		○
	定期的な人事異動の実施	各職員が持つ知識やスキルを横展開し、各部署の活性化のため、定期的な人事異動の仕組み(ルール作り)について検討します。	人事課		○
人材の確保と育成	適材適所への人材確保	優秀な人材の確保機会を拡大と必要な部署へ必要な人員の柔軟な配置を検討します。	人事課		○
	職員のスキルアップ研修の充実	職員のスキルアップを目指し、研修の充実について検討します。	人事課		○
人事評価制度の充実	人事評価の活用	職員のモチベーションアップや組織の活性化を目指して、人事評価制度の更なる活用について検討します。	人事課		○
	再任用制度のあり方検討	定年延長化の動向も踏まえ、能力及び経験が十分にいかされる再任用制度の確立と総人件費の抑制のため、再任用制度のあり方について検討します。	人事課		○
ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境の整備	働き方改革の推進	業務の効率化を進めつつ、超過勤務等に対する所属長及び管理職員の責務を再認識し、ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備を検討します。	政策推進課 人事課 協働人權課		○
	政策立案業務へのシフト	補助的業務のアウトソーシング化なども視野に入れつつ、職員が政策立案業務に注力することで、市民サービスの向上によりつながる働き方について検討します。	政策推進課 人事課		○

※市民サービスに関する取組には「市民」に○印、庁内の効率化・合理化、財政改革に関する取組には「庁内」に○印を付けています。

(表 11) 指針に基づく行財政改革取組項目一覧(主なもの)

## 2 その他の取組

方針	取組項目	取組内容	取組中心課(室)	取組分類※	
				市民	庁内
その他の行財政改革に関する取組					
	警備体制の見直し(機械警備化)	市民総合体育館の有人警備を機械警備へと見直しを検討します。	スポーツ振興課	○	○
	委託業務の見直し	市から発注する各種計画策定業務・施設の維持保全・保守業務等に関する委託業務を見直し、各種特定財源の確保や委託料の削減について検討します。	資産活用課 行財政管理課		○
	マスコットキャラクター事業の見直し	マスコットキャラクターの事業の費用対効果をふまえ、事業の見直しを検討します。	観光課		○
	定期購読冊子・図書購入の抑制	庁内で定期購読している冊子や各課で保有している図書を共有し、原則複数課での購読を認めないなど、定期購読冊子や図書購入の抑制について検討します。	行財政管理課		○
	公用車台数の抑制	公用車の保有の仕方を含め、公用車台数の抑制について検討します。	総務課 公用車保有課		○
	PPC用紙の配当方法の見直し	PPC用紙の更なる使用削減のため、総務課にて一括管理している予算を、各部配当に変更することについて検討します。	総務課 行財政管理課		○
	職員が使用する事務用品(ボールペン、電卓、ホッチキス等)の購入の抑制	現在ある事務用品の無駄のない利用や、庁内での共有などにより、事務用品購入の抑制について検討します。	契約検査課		○
	駅前交通巡視員の見直し	藤井寺市違法駐車等防止条例に伴う交通啓発事業委託料について、藤井寺駅周辺の現状とその必要性について検討します。	まち保全課	○	○
	公金管理の見直し	公金管理アドバイザーの配置や公金管理連絡調整連絡会の設置など、適正で有利な公金管理について検討します。	会計室		○
	各課配備携帯電話料金の見直し	MVNOを活用した、携帯電話料金の節減について検討します。	総務課		○
	会議実施方法等の見直し	効率的な会議を実施するため、事前に資料を確認しておく等の共通ルールを策定することや、資料の電子化、短時間のスタンディング会議の実施について検討します。	政策推進課 情報政策課		○
	文書管理(ファイリング)の見直し	文書管理のルールを再検討し、庁内統一的な整理整頓を推進することにより、事務の効率化を図ることを目指します。	総務課		○
	シティセールス事業の推進	全庁横断的な取組としてシティセールスを推進し、「選ばれる街」を目指します。	政策推進課 観光課		○
	公共交通あり方検討	市民の意見を取り入れた、公共交通の最適なあり方を検討します。	まち建設課	○	○

※市民サービスに関する取組には「市民」に○印、庁内の効率化・合理化、財政改革に関する取組には「庁内」に○印を付けています。

(表 12) 指針記載項目以外の行財政改革取組項目一覧(主なもの)

## VI 取組目標・数値目標

### 1 取組目標

指針の基本目標に示すように、「健全な行財政運営の実現」と「時代に合った行政サービスの強化」の両方について、バランスを維持しながら推進する必要があります。しかしながら、指針策定以降に新たに明らかになった決算見込状況等を踏まえると、想定していたよりもさらに厳しい財政状況が見込まれることが分かりました。

財政規律をしっかりと維持しながら財源を生み出すことで、新型コロナウイルス対策をはじめ、新たな行政サービスにその財源を振り向けていくことや、将来に向けての備えを可能な限り行うことをプラン 2020 の取組目標として、行財政改革の推進に取り組みます。

#### 【プラン 2020 取組目標】

##### (1) 歳入の範囲での予算編成

財政調整基金、その他雑入等に頼る予算編成の見直し

##### (2) 聖域なきシーリング設定による予算編成

効果額を時代に合った行政サービスの強化へ充当

##### (3) 最少の経費で最大の効果

職員のスキルアップ、事務の見直し等による人員、人件費の適正化

##### (4) 将来への備え

財政調整基金、公共施設整備基金等への計画的な積み立て

### 2 数値目標

上記の取組目標を踏まえ、プラン 2020 の期間内における数値目標を次のとおり設定します。

#### 【プラン 2020 数値目標】

##### (1) シーリング設定による歳出削減

令和3年度2%減、令和4年度3%減、令和5年度4%減

※令和元年度決算額比（一般財源ベース）

※削減額の一部を時代に合った行政サービスの強化学業費へ充当

##### (2) 実質単年度収支の黒字化

##### (3) 経常収支比率 90%台の維持

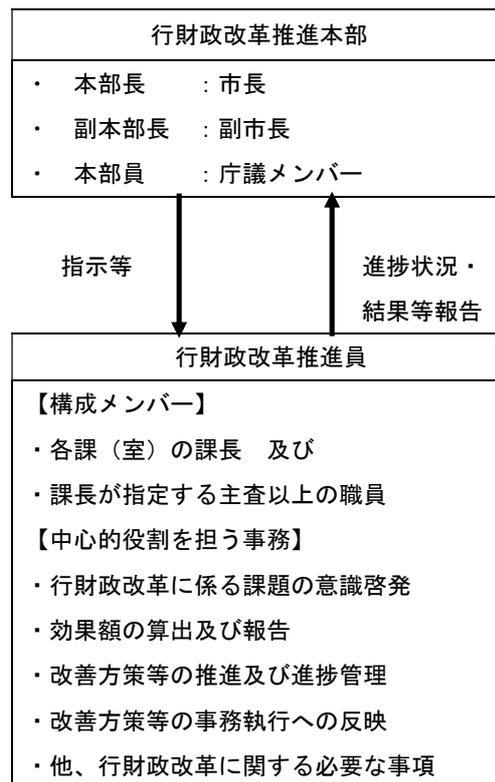
##### (4) 財政調整基金残高 20 億円以上の達成

## Ⅶ 推進体制等

### 1 推進体制

行財政改革をより一層推進し、スピード感をもって機動的に課題解決を図るため、行財政改革推進本部、行財政改革推進員の2層の推進体制でプラン2020集中改革項目に取り組み、取組目標・数値目標の達成を目指します。

プラン2020集中改革項目については、取組中心課(室)が主体となって、関係部署や行財政改革総括部署である行財政管理課と連携して、取組を進めていきます。



(図11) プラン2020 庁内推進体制

### 2 進捗管理

行財政改革総括部署である行財政管理課が事務局となって、定期的に進捗管理を行うことでPDCAサイクルによる継続的な取組とします。

### 3 最後に

本市では、概ね10年周期で財政危機の時期とその回復を図る時期を繰り返しています。このような経緯を踏まえ、今回の指針に基づくプラン2020の策定においては、数年間の時限的な対応ではなく、未来に向かって持続可能かつ発展可能な行財政改革を推進することを目標としています。

取組項目には、市民のみなさんに負担をお願いする項目や、職員の負担が増す項目もありますが、未来の藤井寺市の発展のためにプラン2020の目標達成を目指して取り組んでいく必要があります。

# 巻末資料

## 1 用語集

用語	解説	掲載ページ
実質収支	一会計年度の決算において、収支が赤字か黒字かをみるための指標で、歳入額から歳出額を控除し(形式収支)、その額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額のこと。	1, 10, 11
財政調整基金	年度間の財源の不均衡をならすための積立金。地方財政法で、設置が義務付けられている。取り崩せるのは、①財源不足時の穴埋め、②災害のいずれかに限られる。	1, 5, 10 11, 19
公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計のこと。人件費、扶助費ともに義務的経費のひとつで、府からの貸付金の返還金及びその利子が含まれる。	4, 6, 8, 9
市債	公共施設の整備などの建設事業を行うために必要な資金を、国や金融機関など外部から調達する、いわゆる借入金のこと。また、地方交付税の不足額を補うための市債もある。	4, 8
地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整して、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供されるように財源を保障するため、国税のうち5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合が、財源の不足する地方自治体に交付されるもの。	4, 6
国庫支出金 府支出金	地方公共団体が行う特定の事務・事業に対し、国や都道府県から交付される給付金の総称のこと。	4, 8
普通会計	公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたものこと。	7, 10, 11
一般財源	用途が限定されず自由に使える財源のこと。	6, 9, 10 11, 12, 19
繰上充用	形式収支が赤字の場合に、翌年度の歳入を繰り上げて当該年度の歳入に充てること。	10, 11
指定管理者制度	公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体の指定するものに、当該施設の管理を行わせる制度のこと。	13
シーリング	予算の総額を抑えるため、次年度の予算編成にあたり、要求の基準(上限)を設ける仕組みのこと。	14, 19
繰出金	一般会計と特別会計、または特別会計間で支出される経費。地方公共団体の一般会計から、介護保険事業会計・国民健康保険事業会計・地方公営企業会計などに対して繰り出される負担金などのこと。	6, 8, 14
行財政改革推進債	行政改革の取組により将来の財政負担が軽減される額で返済可能な範囲で、通常の地方債に加えて、当該団体が財政状況を勘案して発行する地方債のこと。	14

用語	解説	掲載ページ
ラダー型運用	債券の運用方法の1つで、毎年償還となる金額が一定となるように債券を保有する運用形態のこと。	14
クラウドファンディング	事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄付金を募集する仕組みのこと。	14
ESCO事業	Energy Service Company(エネルギー・サービス・カンパニー)の略で、省エネルギー改修にかかる経費を改修後の光熱水費等の削減分で賄う事業のこと。	15
RPA	Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)の略で、デスクワーク(主に定型作業)をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のこと。	16
AI	Artificial Intelligence(アーティフィシャル・インテリジェンス)の略で、人工知能のこと。	16
ファシリティマネジメント	公共施設等を市の資産と捉え、経営的視点から分析・検討することで、最適化を図り、適正に維持管理していくための手法のこと。	16
セールスアンドリースバック方式	所有している施設・設備などを一旦売却したのち、その物件をリース物件としてリース契約を行い、リース料支払完了後に所有権を市に戻す方式のこと。	16
地方公会計	「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するもの。	16
セグメント分析	財務書類の情報を元に、施設・事業等のより細かい単位(セグメント)で財務書類を作成し、コスト等の分析を行うこと。	16
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。	17
MVNO	仮想移動体通信事業者(Mobile Virtual Network Operator)の略で、他社から無線通信インフラを借り受けて、音声通信やデータ通信のサービスを提供する格安スマホ、格安SIM事業者のこと。	18
実質単年度収支	当該年度のみの実質的な収支を把握するための指標のこと。 (当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支に実質的な黒字を加え、実質的な赤字を差し引いた額をいう。)	19

